

コンタクトレンズの装用を目的に受診した方に対して  
眼科的検査を行った場合の診療費について

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{初診料} \quad \underline{291 \text{点}} \\ \text{又 は} \\ \text{外来診療料} \quad \underline{76 \text{点}} \end{array} \right\} + \left\{ \text{コンタクトレンズ検査料} 1 \quad \underline{200 \text{点}} \right\}$$
  
$$+ \left\{ \text{各種加算} \right\}$$

- ※1 当病院で過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、初診料ではなく外来診療料を算定します。
- ※2 患者さんの年齢などにより点数が加算される場合があります。
- ※3 患者さんが窓口で負担する金額は、『総点数×10円』の3割（または2割）となります。
- ※4 各種公費負担医療や医療費助成制度に該当する方はこの限りではありません。
- ※5 担当医：後藤 美和子（経験年数 10年以上）

**【詳しくは、会計担当（医事係）までお尋ね下さい】**